

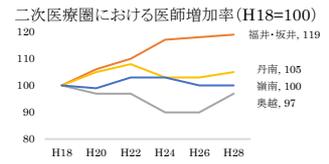
福井県医師確保計画（案） 概要

【計画期間】 令和2年度～5年度（以降、医療計画に組み込み、3年毎に見直し。計画の最終目標2035年度末） 【根拠法令】 医療法第30条の4
【基本的考え方】 医師偏在指標をもとに医師確保が必要な医療圏を決定し、各医療圏の医療需要や医療機関の実情等を踏まえて、医師確保の方針、目標医師数および対策を定める

1 現状・課題

(1) 医師数

- ・ 県内の医師数は増加傾向(H18:1,688人⇒H28:1,922人)
- ・ 10年間で福井・坂井は20%増、嶺南は横ばい、奥越は減少
- ・ 医療機関等からの派遣要請に対し、診療科も含めて充足できていない状況



【医師偏在指標等】

圏域名	医師数 (H28)	医師偏在指標	
		指標 (全国順位)	多数/少数
福井県	1,922	233.7 (24/47)	
福井・坂井	1,389	289.9 (34/335)	多数区域
奥越	70	138.6 (287/335)	少数区域
丹南	234	136.2 (295/335)	少数区域
嶺南	229	161.6 (224/335)	少数区域

※医師偏在指標：医療圏ごとに医師の偏在の度合いを示す指標

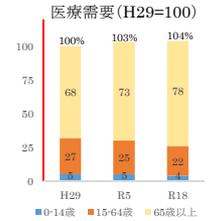
【診療科別医師数と医師派遣実績等】

	H28	R元	R元
	医師数	派遣要請数	派遣数
内科	638	28	14
外科	195	6	5
整形外科	145	6	5
小児科	125	4	3
麻酔科	51	5	2
救急科	38	6	5
総合診療科	—	8	3

※派遣要請数が多い診療科抜粋

(2) 医療需要

- ・ 高齢化により、県全体の医療需要は増加見込み（主に呼吸器、循環器系）
- ・ 福井・坂井は増加、丹南、嶺南は横ばい、奥越は減少



2 各医療圏の医師確保の方針等

(1) 県の医師確保の方針

- ・ 医師数を増やし、医師少数区域(奥越・丹南・嶺南)の医師派遣要請数を充足 (R元派遣実績比+30人)
- ・ 地域の医療提供体制を充実するため、民間医療機関の医師確保を支援

(2) 二次医療圏の医師確保の方針

二次医療圏	医師確保の方針	派遣数			全体医師数
		現状	目標※	増加数	
福井・坂井	高度専門医療を含む医療需要への対応等、県内の医療提供体制を支えるために必要な医師数を育成・確保	—	—	—	—
奥越	福井・坂井医療圏の医療機関との連携等により、地域の医療提供に必要な医師数を確保	3人	7人	+4人	74人
丹南	民間医療機関を含め、急性期に対応できる医療提供体制に必要な医師数を確保	7人	17人	+10人	243人
嶺南	医療圏内で早期治療が必要な急性期をはじめとする医療を概ね完結できる体制に必要な医師数を確保	33人	49人	+16人	255人
	※奥越・丹南・嶺南各医療圏において、計画終了までに公立・公的医療機関の医師不足を解消する医師数を目標に設定 (丹南は民間医療機関における医師確保数を加えた目標数を設定)	43人	73人	+30人	

計画終了時

3 医師確保対策（主な項目）

(1) 本県で働く医師を増やす

- 医学生の確保
 - ・ 福井大学医学部における健康推進枠・地域枠の確保 など
- 臨床研修医や専攻医等の確保
 - ・ 県外の医学生や臨床研修医等の病院見学に対する支援
 - ・ 専攻医の研修や指導医資格取得を目指す医師への支援 など
- U I ターン・定着促進
 - ・ U I ターン意向のある県外在住医師と県内医療機関とのマッチング促進 など

(2) 地域偏在を解消する

- 地域の中核病院等への医師派遣
 - ・ 福井大学等と連携して派遣要請数を充足
 - ・ 県が直接医師を採用し、常勤・非常勤医師として医療機関に派遣 など
- 医療機関の採用活動を支援
 - ・ 医師少数区域の医療機関に対し、医師の求人や住居確保にかかる経費等を支援

(3) 診療科偏在を解消する

- ・ 県外進学者を対象に県内の不足診療科従事を要件とする奨学金制度創設 など

(4) 働き方改革を進める取り組み

- ・ 特定看護師等を育成し、タスクシェアやタスクシフトを推進
- ・ 「上手な医療機関のかかり方」の普及・啓発 など

4 産科・小児科における医師確保

(1) 医師確保の方針

- ・ 周産期母子医療センターや小児救急輪番病院等に必要な医師数を確保

(2) 産科・小児科の偏在対策

- ・ 医師の派遣調整
 - 周産期母子医療センター等の医療体制の維持や医療需要に対応する医師を派遣 など
- ・ 勤務環境の改善
 - 助産師等の確保、子育てと両立できる勤務環境づくり など
- ・ 医師の養成
 - 産科・小児科を目指す医学生の確保、専門性向上の支援 など

5 外来医療の提供体制の確保

(1) 外来医療体制確保の考え方

- ・ 外来医療の偏在状況を可視化し、外来機能が不足する地域での新規開業を促すとともに、外来医師多数区域での新規開業者に不足の医療機能を担うことを求め、偏在を是正

(2) 外来医療の主な偏在対策

- ・ 外来医療の情報提供
 - 新規開業者等の判断材料となるよう外来医療に関する情報を提供
- ・ 不足外来機能の要請
 - 外来医師多数区域で開業の場合、在宅医療、休日外来などの不足機能を担うよう要請
- ・ 協議の場の設置
 - 地域医療構想調整会議を活用し、課題・対策を協議